

市議会Q&A

Q / 議会には「秘密会」
という会議があるそうですが、どのような会議ですか。

A / 国会では外交・防衛政策などで秘密会が行われる事がありますが地方議会では特に限定されではおらず、個人情報や議員の一身上に係る事案で、議長又は3人以上の議員による発議が行われ、出席議員の三分の一以上の賛成によって議決された場合に開催されます。

A / 議会における会議は全て会議録を作成し公表されますが、秘密会の会議録の内、安全性があり保護されなけ



ればならない部分については公表されません。
Q / 秘密会の内容を外部に漏らした場合はどうなるのですか。

A / 議員は議会での懲罰の対象になりますし、職員については、地方公務員法違反となり、3万円以下の罰金に処せられます。

人権擁護委員(任期3年)

(令和4年1月1日～令和6年12月31日)



藤本 恵美子 氏
(北有馬町)



八木 正勝 氏
(北有馬町)

人事案件

次回の定例会は 11月30日(火) 開会の予定です

詳しくは議会事務局へお尋ねください。

電話 0957-73-6611

議長
[発行責任者]

林田 久富

委員長
副委員長
委員
委員
委員
委員
井上 末喜
吉田 幸一郎
金子憲太郎
田中 次廣
中村 哲康
中村 久幸
限部 和久

議会広報 編集特別委員会

さて、第3回定例会におきまして令和2年度の会計決算が認定されました。また、コロナ感染症対策費や緊急の災害復旧経費などの補正予算も可決されました。昨年から今年にかけて

は、コロナ禍による我慢の一年でしたが、ワクチンの接種も進み一定の効果が見られているようですが、国政では岸田新総理が誕生し、更にコロナ感染症対策が行われ、徐々に経済も好転するとと思われます。何よりも、通常の市民生活を早く取り戻し、明るく住み良いふる里「南島原市」を目指し議会と行政が、力を合わ

せ行動することが重要になりますので、私たちもそのことをしっかりと心に刻み行動して参ります。私たちが、広報委員として議会だよりを発行するのも残りわずかとなりました。分かり易く皆様に読んでいただける紙面を目指し、更に研鑽して参りますので、皆様からもご意見、ご提案をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

※議会だよりに、ご意見、ご感想がありましたら、議会事務局「議会だより」係までお願いします。
〒859-2202 南島原市有家町山川58番地
☎0957-73-6611
メールアドレス : gikai@city.minamishimabara.lg.jp

編集後記



この南島原市議会だよりは環境にやさしい「再生紙」と「植物性大豆油インキ」を使用しています。